

児童扶養手当システム標準化ベンダ分科会
議事要旨

日時：令和6年2月19日（月） 14：00～16：00

場所：WEB 開催・デロイトトーマツコンサルティング会議室

出席者（敬称略）：

（○）はオンライン参加

（構成員）

生田 正幸	関西学院大学大学院人間福祉研究科 講師（非常勤）※座長
近藤 誠	日本電気株式会社（○）
柿沼 祐司	富士通 Japan 株式会社（○）
中垣 伸哉	株式会社アイネス（○）
関 秀嗣	株式会社日立システムズ（○）

（オブザーバー）

小山内 崇矩	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐（○）
池端 桃子	デジタル庁地方業務標準化エキスパート（○）
水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐（○）
彼末 寛太	デジタル庁統括官付参事官付（○）
浅井 勇太	こども家庭庁長官官房総務課 情報システム係長（○）

【議事次第】

1. 開会
 - ① 開会のご挨拶
 - ② ご出席状況の確認
2. 議事
 - ① 第1回有識者検討会の振り返り
 - ② 令和5年度の検討論点
 - ③ 今後のスケジュール
3. 閉会

【意見交換（概要）】

（第1回有識者検討会の振り返り）

- 第1回有識者検討会（1月16日）議事次第と主たる討議事項
 - 第1回有識者検討会にて、①児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について、②有識者検討会等の運営について、③令和4年度検討経緯の振り返り、④令和5年度の検討論点、⑤意見照会の進め方、⑥今後のスケジュールを説明させていただいた。本日の自治体分科会では、令和5年度の検討論点について、議論させていただきたい。
- 自治体の方からのご要望に対する対応方針の確認
 - 「管理場所」のマスタ管理機能の追加要望について、該当管理機能がないと業務に支障をきたすか確認する。当該確認の経緯としては、第1回有識者検討会にて、都道府県においても「管理場所」の機能を追加してほしいと要望があった。また、令和4年度の全国意見照会にて、中核市においても、「管理場所」の機能（中核市における管理「支所」）を追加してほしいというご要望があった。対応方針については、「個別協議事項1」にて議論いただく。（※後述）また、令和7年度末までの移行支援期間における標準仕様書へのシステム対応については、「制度改正等の政策上必要と判断される」ものに限り、それ以外の適合基準日は令和8年度以降になるが、当該機能追加の要望については、業務に支障をきたすため、令和7年度末までの移行支援期間におけるシステム対応を前提としたいと考えている。なお、実装時期などの実現性については本日ベンダ代表者の方々にご確認いただく。

（令和5年度の検討論点）

- 令和5年度の検討論点と運営方針
 - 令和5年度の検討コンセプトは、令和7年度末までの移行をいかにスムーズに行うかとしている。また、運営方針として、令和7年度末までの移行支援期間における標準仕様書へのシステム対応については、「制度改正等の政策上必要と判断される」ものに限り、それ以外の適合基準日は令和8年度以降になる。また、令和7年度までに、原則全ての地方自治体がガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合したシステムなどへの移行を目指すこととしているが、この目標に対してベンダが抱える課題について、目線を合わせることにしている。本分科会で検討・

共有する事項は、以下の５つ。

- ◇ 1.令和４年度の全国意見照会において中長期的な検討を要するとした事項（申し送り事項）の取り扱い方針確認
- ◇ 2.令和５年度「再検討見直し」の指定都市要件の取り扱い方針共有
- ◇ 3.振り仮名法制化に伴う標準仕様書改定及びシステム改修方針共有
- ◇ 4.令和５年度領域間の整合作業の方針共有
- ◇ 5.ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダが抱える課題の目線合わせ

○ 論点 1.申し送り事項の取り扱い方針（事務局案）

→ 申し送り事項の概要と取り扱い方針の振り返り

- ◇ 第１回有識者検討会でも述べたが、本自治体分科会でご議論いただく申し送り事項の概要と取り扱い方針を改めて説明する。令和５年度の取り扱い方針として、令和５年度に改版予定の申し送り事項とニーズ確認のみ令和５年度に実施予定の申し送り事項について、ご議論いただく。令和５年度に改版予定の申し送り事項は、①業務フロー追加、②自治体規模別実装区分の精査、③「要件の考え方・理由」の追記依頼となっている。また、ニーズ確認のみ令和５年度に実施予定の申し送り事項は、④手当支払に関する機能の実装範囲、⑤帳票追加検討となっている。その中で主に議論いただくテーマとしては、②自治体規模別の実装区分の精査の a.都道府県の住基システム連携関連機能の精査、b. 管理場所関連機能の精査、e. その他の個別の自治体規模別機能の精査、③「要件の考え方・理由」の追記依頼となっている。

→ ①業務フロー追加－令和５年度改版に反映予定

- ◇ 「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の業務フローについて、「支給停止通知書等交付」後に「過払金計算」以降のフローを追加すべき、との意見を踏まえ、対応を検討した。現状、「04.額改定（減員）」、「05.市外転出」、「06.資格喪失」、「12.障害等認定」、「13.現況届」、「18.年齢到達」などに「過払金計算」以降のフローがあるが、「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の「支給停止通知書等交付」後に「過払金計算」以降のフローがない。そのため、令和５年度の取り扱い方針として、原則、不整合が生じている状態であり、機能追加も不要と思われるので、当該業務フローを修正する。

→ ②自治体規模別の実装区分の精査－令和５年度改版に反映予定

- ◇ 現行仕様書は、「中核市」を想定して、必要機能を定義している。ゆえに、都道府県、指定都市、小規模自治体等については、機能の過不足精査が不十分となっているため、以下 a.都道府県の住基システム連携関連機能の精査～e.その他の個別の自治体規模別機能の精査において、自治体規模別の実装区分の精査を行っている。

→ ②自治体規模別の実装区分の精査（a.都道府県の住基システム連携関連機能の精査）－令和５年度改版に反映予定

- ◇ 以下の機能について、都道府県では住基システムとの連携はしていないため、対象外となるのではないかと意

見をいただいております、それぞれについて、対象機能と取り扱い方針を説明する。

- ◇ (#1) 児童扶養手当共通、他システム連携における、都道府県において障害者福祉システムのデータを照会する機能
 - 「児童扶養手当都道府県事務取扱準則」にて、町村から提出する障害診断書を審査する作業は発生すると記載している。なお、県の審査作業中、直接に障害者福祉システムのデータを照会していないと、一部都道府県に確認している。そのため、都道府県では「- (対象外)」に修正し、全国意見照会を経て確定とする。
- ◇ (#2) 額改定請求 (増員)、額改定請求 (増員) 要件審査における、増員する児童の選択ができる機能
 - 「児童扶養手当都道府県事務取扱準則」にて、額改定請求 (増員) 要件審査にて、町村からの書類を確認、審査、審査結果の町村への送付の業務が発生すると記載している。なお、県の審査作業中、増員する児童のデータを選択していないと、一部都道府県に確認している。そのため、都道府県では「- (対象外)」に修正し、全国意見照会を経て確定とする。
- ◇ (#3) 児童扶養手当共通、データ管理機能における、住民記録情報の登録、修正、削除、照会機能、住民記録情報の一覧確認機能、指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できる機能 (EUC 機能)
 - 児童扶養手当システムのデータ要件にて、住民記録・個人住民税・住民基本台帳システムから連携される情報について、データ作成不要としており、また、実際の業務において当該情報は不要である。そのため、都道府県では「- (対象外)」とする。
- ◇ (#4) 現況届、現況届受付における、受給資格者について、読み込んだバーコードから住記情報、税情報を照会できる機能
 - 児童扶養手当システムのデータ要件にて、住民記録・個人住民税・住民基本台帳システムから連携される情報について、データ作成不要としており、また、実際の業務において当該情報は不要である。そのため、都道府県では「- (対象外)」とする。
- ◇ (#5) 所得再判定における、所得再判定事務にかかる機能
 - 所得再判定は指摘通り住基システムを使用しており、都道府県で住基システムと連携していないため、該機能を「- (対象外)」とする。
- ◇ 上記#1～#5 の機能において都道府県の実装区分が対象外となることについて、問題ない。適合基準日について、「令和 8 年 9 月 1 日に設定します」とあるが、令和 8 年 9 月 1 日までに当該機能を対象外とすればよいか。また、令和 8 年 9 月 1 日以前までは、当該機能はシステムに存在している必要があるか。適合基準日までの期間における当該機能の実装要否を確認したい。都道府県では、住基システム等との連携は行っていないため、令和 8 年 9 月 1 日以前から、当該機能は対象外としてシステムに実装する必要がないと考えている。
- ◇ 適合基準日は、実装が必要となる機能をシステムに実装しなければならない基準日のことを指している。そのため、児童扶養手当システム上、実装できない機能を標準仕様書に記載しており、修正が必要である場合は、適合基準日に関わらず、当該機能を対象外と修正いただければ問題ないと考えている。実情として、都

道府県システムと市区町村システムが連携しておらず、今後も連携しないのであれば、対象外としていただくことで認識相違ない。

- ◇ 当該機能の実装区分については、標準仕様書の記載に誤りがあるため、当該機能の実装区分を修正する方針としたいが、問題ないか。
 - ◇ 標準仕様書の記載に誤りがあるため、当該機能の実装区分を修正する方針とすることに問題ない。
 - ◇ 適合基準日については、ベンダに負荷をかけないように設定したいと考えている。標準準拠システムへの移行期間後、直近の適合基準日として、令和 8 年 4 月 1 日、令和 8 年 9 月 1 日、令和 9 年 2 月 1 日などの候補があるが、いかがか。
 - ◇ 適合基準日については、令和 8 年 4 月 1 日に設定しても問題ない。
- ②自治体規模別の実装区分の精査（b.管理場所関連機能の精査）－令和 5 年度改版に反映予定
- ◇ 詳細や経緯については（個別協議事項 1）にて説明し、議論いただく。
- （個別協議事項 1）現在の標準仕様書にある『管理場所』というマスタ管理機能を、指定都市以外の自治体にも導入すべきか
- ◇ 「管理場所」のマスタ管理機能の、指定都市以外の地方自治体への仕様導入について、ご要望が挙がっている。経緯としては、現在の標準仕様書上、指定都市のみに、「管理場所」というマスタ管理の仕様がある。そこで、愛知県の担当者から、第 1 回有識者検討会にて、都道府県においても、「管理場所」の機能を追加してほしいというご要望があった。また、大分市の担当者から去年度の申し送り事項にて、中核市においても、「管理場所」の機能（中核市における管理「支所」）を追加してほしいというご要望があった。以上を踏まえて、個別協議事項として、現在の標準仕様書にある『管理場所』というマスタ管理機能を、指定都市以外の自治体にも導入すべきかについて、議論いただきたい。議論の結果、改版になる際の対応案は以下を想定している。
 - ①関連 23 個「管理場所」の機能要件について、指定都市以外の自治体の業務にも適用する要件を特定
 - ②該当機能要件の「指定都市」や「管理区」などの指定都市関連の記述を削除し、自治体共通的な記述に変更
 - ③該当機能要件について、指定都市以外の自治体の実装区分も「○（実装オプション）」に変更
 - 改版になる際の対応案について、おおむね賛成する。都道府県については、福祉事務所の場所の管理や、福祉事務所から見た受給者が住んでいる場所の管理は必要だと考えている。また、当該マスタ管理機能の追加については、適合基準日を令和 8 年 4 月 1 日としているが、令和 8 年 3 月 31 日以前における当該機能の実装要否を確認したい。
 - システムの適合基準日を令和 8 年 4 月 1 日としているため、令和 8 年 3 月 31 日以前における当該機能の追加は特段問題ないと認識している。
 - 総論的に補足すると、令和 5 年 3 月以降の仕様書改定において、制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、適合基準日を令和 8 年 4 月 1 日以降としているところ。ただし、自治体や事業者などからの意見を踏まえて実装必須機能を標準オプション機能にするといった修正や、必要機能を追加するといった修正をすることについて、自治体や事業者と合意形成ができていたのであれば、当該修正を妨げるものではない。上記を踏まえ、当該マスタ管理機能の追加は、令和 8 年 4 月 1 日を適合基準日と

するものを改定したいという方針であると認識している。デジタル庁が公開している「標準仕様書と適合確認に関する考え方」の資料の中では、令和5年3月時点の標準仕様書に令和7年度末に準拠することとしているが、制度改正等も想定されるため、最新の標準仕様書に定められた適合基準日を踏まえて、適合確認を行う方針としている。そのため、児童扶養手当システムにおいて、今後、制度改正等政策上必要と判断されるものにより標準仕様書を改定するのであれば、最新の標準仕様書において、適合基準日が令和8年4月1日となっている実装必須機能は令和8年3月31日までに実装されることとなる。また、適合基準日については、以下のような方針を定めており、適合基準日に先行して機能を実装することは妨げない。

➤ 令和7年度末までに、適合基準日が令和8年4月1日とされている機能について、適合確認を行うこと。なお、その際、令和8年4月1日を越える適合基準日となっている機能についても先行して実装することは妨げない。

- 令和8年3月31日以前における当該機能の追加は特段問題ないことについて、承知した。
- ベンダとして、当該機能を追加することについては、問題ないか。
- 当該機能を追加することについて、問題ない。改版になる際の対応案として、「該当機能要件の「指定都市」や「管理区」などの指定都市関連の記述を削除し、自治体共通的な記述に変更」とあるが、「管理場所」という言葉は一般市などではなじみがない可能性があるため、要件の考え方・理由の欄に、「管理場所」に関して、指定都市における区や一般市における支所を指すなどの説明を記載してほしい。
- 要件の考え方・理由の欄に、「管理場所」に関する説明を記載することについて、承知した。

→ ②自治体規模別の実装区分の精査（e.その他の個別の自治体規模別機能の精査）－令和5年度改版に反映予定

◇ 以下の機能について、自治体規模別の実装区分に係る要望をいただいております、それぞれについて、対象機能と取り扱い方針を説明する。

◇ (#1)、(#2) 児童扶養手当共通、帳票出力機能において、「児童扶養手当証書受領書」を出力できること

- 以下の要望をいただいております。福祉事務所未設置町村のみが必要な帳票の為、他は対象外で良いのではないかと、また、都道府県以外は受領書の発行機能は不要と想定されるため、都道府県以外は実装区分を「-」ではないかと。

- 取り扱い方針としては、帳票の出力を行っているのが、福祉事務所未設置町村か、都道府県と「児童扶養手当都道府県事務取扱準則」にて確認をとれたため、都道府県と福祉事務所未設置町村以外には実装区分を「-」とする。

◇ (#3) 現況届、現況届提出依頼において、現況届提出対象者に関する情報を一覧で確認できる機能、(#4) 指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること（EUC機能が利用できること）

- 以下の要望をいただいております。現況届提出対象者によって必要な書類等は異なるため、区で管理するうえで必須ではないかと。

- 取り扱い方針としては、「児童扶養手当市等事務取扱準則」に、該当現況届関連の業務が存在すると確認済み。なお、準則に記載されているその他の現況届関連機能でも、「標準オプション」となっている要件が複数ある。標準オプションとは、全自治体に必須機能ではなく、自治体によって実装が望ましい機能である。そのため、現状の「標準オプション」の定義が正しく、特段実装区分の修正は不要とする。

◇ (#5) 統計・報告、年次報告書作成において、厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告の集

計ができる機能

- 以下の要望をいただいている。様式第 3 号、第 5 号、第 9 号は都道府県での事務で利用するものと想定されるが、都道府県のみが必要な帳票の為、他は対象外ではないか。
 - 取り扱い方針としては、厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告は都道府県のみに必要な帳票のため、都道府県以外は「-（対象外）」とする。
- ◇ (#6) マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できる機能、(#7) 団体内統合宛名機能における団体内統合宛名番号の付番や宛名情報の更新のために、登録、更新した宛名情報及び個人番号を団体内統合宛名機能へ連携できる機能
- 以下の要望をいただいている。団体内統合宛名システムの宛名番号変換機能で十分であるため、福祉事務所未設置町村では、標準オプションで良いのではないか。
 - 取り扱い方針としては、(#6)、(#7)については、指摘通り、団体内統合宛名システムの宛名番号変換機能で対応可能で、かつ児童扶養手当システムを実装しない福祉事務所未設置町村も一部あるため、「○（実装オプション）」に変更する。
- ◇ (#8) マイナポータルぴたりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を経由して取得できる機能、また取得項目等を表示、出力等できる機能
- 以下の要望をいただいている。都道府県では必須機能で、福祉事務所未設置町村では、実装オプションで良いのではないか。
 - 取り扱い方針としては、マイナポータルぴたりサービスと関連する機能については、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、デジタル 3 原則に基づく BPR を進めるため、実装必須機能にする方針である。なお、その機能を利用するかどうかは、システム導入の段階で、各自治体にて判断可能のため、本実装区分は現状のままとする。
- ◇ (#5) について、様式第 3 号、第 5 号、第 9 号は都道府県の事務で利用するため、都道府県以外は対象外とすることは問題ない。一方で、様式第 2 号、第 4 号、第 8 号については、市町村の事務で利用するため、都道府県は対象外となるため、実装区分を修正してほしい。
- ◇ 当該ご意見について、事務局にて修正し、また修正案は全国意見照会にて確認することとする。
- ③「要件の考え方・理由」の追記依頼 - 令和 5 年度改版に反映予定
- ◇ 「要件の考え方・理由」欄への機能要件の説明追記をしてほしいという要望をいただいている。当該申し送り事項については、本自治体分科会では取り扱い方針を説明し、「要件の考え方・理由」欄への記載事項などの詳細については、全国意見照会にて確認させていただく。「要件の考え方・理由」欄への記載については、他の 20 業務と平仄を併せて説明を記載することとしている。また、標準仕様書は、設計上の幅を持たせるため、現在のレベルで定義されており、機能要件の詳細化は行うべきではないと考えている。そのため、仕様の詳細についてではなく、あくまで機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記する。
- ④手当支払に関する機能の実装範囲 - ニーズ確認のみ実施予定
- ◇ 「児童扶養手当法第 14 条第 4 号以外の理由で支給しないことを決定した場合に、支払いされない機能が必要」との意見を踏まえ、手当支払に関して、児童扶養手当システムで対応する範囲を精査した。昨年度の意見提出自治体にご要望を確認したところ、特定の法令で定められている要件ではない、かつ標準仕様に該

当機能の代替項目が既にあることについて確認ができた。そのため、該当要望に対する仕様上の変更対応は不要と考えている。

→ ⑤帳票追加検討－ニーズ確認のみ実施予定

- ◇ 機能向上のための新規帳票機能追加要望、機能向上のための既存帳票のレイアウト修正要望について、ニーズ確認のため令和3年度から令和5年度の本検討会参加自治体に対して、アンケートを発出した。具体的には、16件帳票要件について、令和3～5年度の構成員である16自治体代表に送付したところ、11自治体から回答があった。「業務に支障をきたす」との回答が2自治体以上、かつ「実装要望がある」との回答が5自治体以上ある案件を重要度「高」として、案件の重要性について以下のように評価した。
 - 「重要度高」と評価された7案件については、今年度の要件検討対象となる継続案件として仕分け、ベンダ分科会でも討議予定とする。
 - その他、重要度は低めだが、「ニーズが高い」8件の要件は、主に、返還金や支払、審査認定処理の帳票追加要望と、「児童扶養手当受給資格者台帳」のレイアウト変更などの要望であり、来年度以降の申し送り事項として、引き続き検討とする。
 - 1件、重要度もニーズも低い要件について、検討会の検討対象から除外する。
- ◇ 当該「重要度高」と評価された7案件について、標準仕様として反映したい時期を確認したところ、継続案件である4つの新規帳票機能追加要望の重要性が高いものの、多くの自治体から、「令和8年度の改版に反映したい」という回答をいただいている。一方、3つの既存帳票のレイアウト変更要望について、「令和6年度の改版に反映したい」と早急に対応してほしいという依頼が多くあった。なお、「制度改正等の政策上必要と判断される」機能要件ではない限り、該当要件が標準仕様書に反映されても、システムへの適合基準日は一律令和8年度以降になる。
- ◇ 当該帳票追加検討のためのアンケート結果を踏まえて、実装需要が高い4つの支払・過払金関連帳票機能の追加要望について、標準仕様として追加可能か。また、標準仕様として推奨しない要件について、どのように設計すれば対応可能になるか。」について、個別協議事項として議論いただきたい。

→ (個別協議事項2) 実装需要が高い支払・過払金関連帳票機能の追加要望に関する実装可能性の確認

- ◇ 申し送り事項の帳票追加要望について、16の自治体代表に確認したところ、支払・過払金関連の帳票ニーズが高いと見受けられた。現行の標準仕様書に該当の帳票要件がないため、対応案としては、以下を想定している。
 - 自治体分科会にて対応方針を討議し、ベンダ分科会にて実現可能性と時期について検討する。
 - なお、該当帳票機能については、法令や制度改正等の政策上必要と判断される要件ではないため、該当要件が標準仕様書に反映されても、システムへの適合基準日は令和8年度以降になる想定。
- ◇ 実装需要が高い4つの支払・過払金関連帳票機能の追加要望について、要望とベンダ各社への事前ヒアリングの結果を説明し、#1～#4について、それぞれ議論いただきたい。
- ◇ #1 (支払予定者に関する情報を一覧で確認できること。未支給のまま当初支払予定より2年経過した支給情報がある受給者及び手当の情報を一覧で確認できること。※1 支分権の時効が完成した場合、「児童扶養手当支払時効通知書」を出力できること)
 - 既存の手当支払関連機能である、「支払予定者に関する情報を一覧で確認できる」機能に、下記の2つの新規機能を追加してほしい要望だった。
 - ①支給のまま当初支払予定より2年経過した支給情報がある受給者及び手当の情報を一覧で

確認できること

- ②分権の時効が完成した場合、「児童扶養手当支払時効通知書」を出力できること
- ベンダへの事前ヒアリングの結果、当該 2 機能の社内で開発されているシステムにおける対応状況について、以下のような回答をいただいている。
 - ①「未支給のまま当初支払予定より 2 年経過した支給情報がある受給者及び手当の情報を一覧で確認できること」機能について、事前にヒアリングした結果、全てのベンダにおいて、現状は当該機能を保有していないが、「支払差止対象者の一覧の出力」は可能であり、ある程度代替可能ではないかというご意見を頂いた。但し「手当」の情報が同時に出力可能かどうかは、回答いただけない。
 - ②「『児童扶養手当支払時効通知書』の出力」機能は、事前にヒアリングした結果、全てのベンダにおいて、現行システムに実装されていない。また、当該帳票を標準仕様として推奨しないと 3 社から回答があった。その内容としては、1.対象者が少ないことからシステム外の対応が望ましく、2.当該帳票のレイアウトが提示されていなく、実装可能かの判断がつかない、3. 現況届未提出者であれば、代替機能が、標準仕様が既にあるという回答を頂いた。但し、「現況届未提出者以外の時効処理」に関しても、『児童扶養手当支払時効通知書』を出力するケースがあるため、現況届未提出者のみの出力では不十分というコメントを自治体から頂いている。
- なお、抽出要件や帳票レイアウトが簡単な仕様であれば、それぞれ令和 9 年度と令和 10 年度までに対応可能と回答したベンダも 2 社いた。
- 上記を踏まえて標準仕様として推奨するかしないかについて、議論いただきたい。
- ◇ 資格喪失通知書を受給者に送付するため、児童扶養手当支払時効通知書の送付は不要と考えているが、当該通知書の出力は必要な機能か。
- ◇ 自治体への事前ヒアリングにて、一部の自治体では当該児童扶養手当支払時効通知書の出力機能は業務に重要な機能であると回答いただいている。そのため、自治体から挙げた当該帳票追加の要望について、令和 6 年度以降に、業務要件の詳細や出力帳票のレイアウトについて自治体に再確認し、実現可能性をベンダに確認したうえで再精査することとする。
- ◇ 承知した。帳票を追加すること自体が問題ないが、より詳細にもう少し要望の中身について確認してから判断させていただきたい。
- ◇ #2（過払金が発生した場合に支払期、支払済額、過払額を記載した帳票「返還金額算出表」を作成できること）
 - 自治体への事前ヒアリングにて、当該機能の実装ニーズを確認したが、現行システム上、過払金の算出については、対象期間が複数の支払期にわたるものや、期ごとの支払額の全部ではなく一部のみが過払い等の処理は、すべて、エクセルなどを利用して、手処理にて算出している。
 - ベンダへの事前ヒアリングの結果、4 社共通して、当該支払期、支払済額、過払額を個別に確認、または一部を個別に確認できる機能があると回答は、いただいているが、要望にあるような、複雑な条件での算出が可能かどうかは、また、ご意見を頂きたい。
 - 「対応不可」という回答では、画面などで必要な情報を把握可能のため、帳票の出力が不要ではないか、というご意見や、法令で定められている帳票ではないため、対応は不要ではないかというご意見を頂いた。
 - 「標準仕様として対応可能」という回答では、当該帳票のレイアウト次第だが、2 社とも令和 9 年度まで

に開発・対応可能と回答いただいている。

- 上記を踏まえて標準仕様として推奨するかしないかについて、議論いただきたい。
- ◇ 支払済額を確認したい意図としては、支払済額のうち過払額がどれだけ含まれているかを確認したいからか。現行システムにおいて、過払額と支払期を確認できる機能を保持しているが、特段自治体から支払済額の追加要望をいただいたことはなかったため、確認した。
- ◇ 具体的な意図については、令和6年度以降に確認したいと考えている。標準仕様として強く推奨しないという意見がなければ、実装任意の標準オプションとし、令和6年度以降に詳細化し改版に反映していくために継続検討を行いたい、問題ないか。
- ◇ 実装任意の標準オプションとして継続検討することについて、問題ない。当該「返還金額算出表」の帳票については、受給者等に通知を行うものではなく、内部で確認を行うための帳票として、標準仕様書に様式やレイアウトが定められるものではなく、各ベンダがそれぞれ任意に作成してよいという認識に相違ないか。自治体が内部で確認を行うための帳票であるという認識に相違ない。帳票レイアウトについて、令和6年度以降に確認を行う。
- ◇ #3（「児童扶養手当証書等の交付について」を出力できること）
 - 既存機能である「児童扶養手当証書の送付について」を出力できる機能に対して、「現況年度更新、年齢到達処理（額改定）及び基準額改定処理をバッチ処理で行った場合は、通知書及び証書を郵送交付するため『児童扶養手当証書の送付について』を一括作成できる」機能を追加してほしい要望だった。こちらに関しても、標準仕様として対応可能かについて、ベンダ各社のご意見が分かれている。
 - 説明を補足すると、1社から「中小規模自治体向けシステム」と「大規模自治体向けシステム」に分けて回答をいただいております。「標準仕様として対応可能か」の回答内容が異なるため、都合5社分の回答として扱っています。
 - それを踏まえ、ベンダからでは、3社標準仕様として対応可能で、2社から「対応不可」と回答いただいている。「対応可能」と回答したベンダのうち、既に1社が、本取り組みについて、既に開発中にシステムに実装済という回答をいただいている。
 - 「対応不可」と回答したベンダは2社いるが、うち1社は大規模自治体向けシステムのみ「標準仕様として実装済」との回答をいただいている（中小規模自治体は未対応）、他1社は、「代替可能な標準仕様があるため、標準仕様として推奨しない」と回答いただいているが、代替可能な「帳票」を出力するという内容であり、自治体の要望である、バッチ処理を行った場合の通知書及び証書の一括作成機能の追加とは、異なるものと見受けられた。
 - 上記を踏まえて標準仕様として推奨するかしないかについて、議論いただきたい。
- ◇ 当該要望は、現況年度更新、年齢到達処理（額改定）及び基準額改定処理をバッチ処理で行った際に、「児童扶養手当証書の送付について」を出力できるような機能を追加してほしいという要望か。
- ◇ 「児童扶養手当証書の送付について」を出力できる機能はすでに標準仕様書に定められている。新たに、現況年度更新、年齢到達処理（額改定）及び基準額改定処理をバッチ処理で行った場合は、通知書及び証書を一括作成できる」機能を追加してほしいという要望をいただいている。
- ◇ 承知した。内部で当該要望について再確認し、一部回答を訂正する可能性がある。
- ◇ 「児童扶養手当証書の送付について」は「児童扶養手当証書の交付について」という帳票のことで認識相違ないか。また、機能ID0200383にて、当該要望についてすでに定められており、特段新たに機能追加することはないと認識している。そのため、指定都市以外の一般市などの実装区分を変更することで対応が可能だと

考えている。

- ◇ 帳票名について、認識相違ない。また、すでに標準仕様書に定められている機能で自治体の要望を満たすか否かを持ち帰り確認させていただく。

 - ◇ #4（「児童扶養手当受給等証明書」を出力できること）
 - 「『児童扶養手当受給等証明書』を出力できる」の新規帳票追加の要望だった。
 - 自治体にヒアリングした結果、主に住宅会社等よりローンを組んだ際、または母子医療等の手続きの際に、受給資格証明書を求められることが多く、支給日、支給金額等を含む児童扶養手当の受給証明書の出力を求めるといふ住民の要望が多数ある。ただ、自治体ごとに独自の仕様で帳票が作成されている。
 - ベンダに事前にヒアリングした結果、3社から「標準仕様として対応可能」と回答をいただいている。そのうち、「既に類似用途の帳票を保有している」ベンダもいるし、「出力項目やレイアウトが分かり次第」で、遅くとも令和10年までに「標準仕様として対応可能」と2社から回答いただいている。
 - 2社からは、「システム外の実装が望ましいため」、また「代替可能な標準仕様があるため、標準仕様として推奨しない」等と回答いただいている。
 - 当該帳票は住民からの要望が多数あるが、国が定められている仕様ではなく、自治体が独自のフォーマットに基づいて作成しているところもある。
 - 当該帳票追加要望については、対応可能と回答いただいているベンダが多いため、標準仕様として強く推奨しないという意見がない場合、実装任意の標準オプションとして採用し、令和6年度以降に詳細化し改版に反映していくために継続検討を行うこととしたい。
 - ◇ 「児童扶養手当受給等証明書」は、現在標準仕様書に定められている「児童扶養手当証書」との違いは何か。受給事実自体は、「児童扶養手当証書」で証明できると考えている。
 - ◇ 「児童扶養手当受給等証明書」は、自治体が任意で発出できる証明書として作成している。また、「児童扶養手当証書」とのレイアウトの違いについては確認が必要だが、「児童扶養手当証書」の発出は行政行為となるため、発出に時間を要する。一方で「児童扶養手当受給等証明書」は、自治体が任意で発出しているため、発出の手続きが「児童扶養手当証書」よりも容易となっている。
 - ◇ 以前「児童扶養手当受給等証明書」を出力できる機能を追加してほしいという要望があった。具体的には、現況時期に、「児童扶養手当証書」を自治体が回収するため、次年度の当該「児童扶養手当証書」が発出されるまで、代わりに「児童扶養手当受給等証明書」を受給者が保持しておきたいという要望があった。
 - ◇ 当該帳票追加要望については、標準仕様として強く推奨しないという意見がないため、実装任意の標準オプションとし、令和6年度以降に詳細化し改版に反映していくために継続検討を行うこととする。
- （個別協議事項3）既存帳票のレイアウト修正に関わる検討・実施が先になる見込みだが、該当変更要望について、システム実装の観点から、注意すべき事項があるか。また、どのようなレイアウト設計に変更すれば対応しやすいか。
- ◇ 令和4年度の全国意見照会や、本検討会の自治体分科会事前ヒアリング経由で、現況届の帳票レイアウトの修正に関するニーズが高く、日々の業務の効率性に関わるため、早急に対応してほしいというご要望が多いことが分かった。特に、下記3つの修正要望が今回の継続案件として判断されている。
 - 児童扶養手当現況届における用紙2枚に収まるようなレイアウト変更
 - 児童扶養手当現況届における住所欄の拡張

- 児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせにおける様式の分割

- ◇ なお、該当現況届のレイアウトは法令で定められているため、簡易に改修できるものではない。また、現在のことも家庭庁の方針として、まずは、児童扶養手当額の向上に関わる指針や現場における対応について資源を集中すべく、帳票レイアウトの再見直しに関しては、現況届のデジタル化・オンライン化に関するトピックが上がった際に討議すべきであるとしている。
- ◇ 現行の標準仕様書に該当の帳票要件ではないが、今後改修となる際の参考材料として、ベンダ分科会にて実現可能性について検討する。
- ◇ 4社のベンダ代表に実装可能性と実装時期について事前ヒアリングを行ったが、4社とも該当改修要望について同意し、提示されたレイアウトに沿った改修が必要となるが、システム上、遅くとも令和9年度までに対応可能とのことだった。
- ◇ 上記を踏まえて、システム実装の観点から、注意すべき事項があるか。また、どのようなレイアウト設計に変更すれば対応しやすいか、議論いただきたい。
- ◇ システムで印字する箇所について、「児童扶養手当現況届」裏面の文字を一律で任意とすることは可能だと考えているため、上記を含めて検討いただきたい。
- ◇ 承知した。ご意見として令和6年度以降に引き続き検討したい。

○ 論点2.指定都市の取り扱い方針（事務局案）

→ 令和5年度の取り扱い方針

- ◇ 指定都市要件の取り扱い方針として、ニーズ確認のみ、令和5年度に実施予定としていたが、デジタル庁からの指摘を受けて、以下のように変更することとした。また、ニーズ確認について、13件帳票要件について、20カ所の指定都市にアンケートを送付したところ、13指定都市から回答があった。
 - 再検討見直し指定都市要件ニーズヒアリング結果にて、「重要度高」と評価された3案件（過半数の指定都市から実装要望があり、かつ「この機能がないと、業務に支障をきたす」と2指定都市以上から回答がある案件）については、今年度の要件検討対象となる継続案件とし、ベンダ分科会にて実装可能性について確認してから、「成案」要件は今年度の改版に反映予定とする。また、実装可能性を確認し、直近の対応が難しく「成案予定」要件とした場合は、来年度以降の改版に反映予定とする。
 - その他の10件のご要望について、指定都市要件の整理上一旦「不採用」とする。うち、ニーズが高い3要件、過半数ではないが8自治体以上から実装要望ある項目については、来年度以降の申し送り事項にする。
- ◇ 「重要度高」と評価された3案件は、以下のとおりとなっている。
 - (#1) 児童扶養手当共通、他システム連携において、医療助成システムへ渡す現況年度更新結果データを作成し連携できること。
 - (#2) 児童扶養手当共通、データ管理機能において、支給要件別、申請者別（父・母・養育者）別の受給状況を抽出し、一覧を確認、データの加工ができること。
 - (#3) 一部支給停止（第13条の3関係）、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書において、余白部分に「令和○年度現況」もしくは「令和○年○月経過月」と記載すること。

- （個別協議事項4）新規機能追加要望について、指定都市からのニーズが高いが、標準仕様として推奨しない整理でよいか。既存帳票のレイアウト修正要望は「成案」とし、今年度の改版に反映し、適合基準日を令和9年度にしてよいか

- ◇ 新規機能追加要望である（#1）、（#2）については、ベンダへの事前ヒアリングにて、一意実装について定義可能な仕様ではないかつ、代替可能な標準仕様があるため、標準仕様として推奨しないなどの理由から、3社から「対応不可」と回答いただいているため、指定都市要件としては「不採用」として、標準仕様として推奨しない整理でよいか。
- ◇ 特段異議がないため、新規機能追加要望である（#1）、（#2）については、指定都市要件としては「不採用」として、標準仕様として推奨しないこととする。
- ◇ 既存帳票のレイアウト修正要望である（#3）については、ベンダへの事前ヒアリングにて、「対応可能」と4社に回答いただいているため、指定都市要件として「成案」として、令和5年度の改版に反映する。

○ 論点 3. 振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改定及びシステム改修方針共有

- 振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改版は令和5年度末までに行い、システム改修は令和6年度末までに対応いただくこととしている。標準仕様書への影響としては、機能要件、帳票詳細要件/帳票レイアウトにて、「フリガナ」に関する表記を2つに使い分ける。「振り仮名」は日本人氏名における振り仮名を指し、「フリガナ」は旧氏並びに外国人氏名及び通称名を指すこととし、表記の修正を行う。

○ 論点 4. 令和5年度領域間の整合作業の方針共有

- 順次、デジタル庁が示された領域間の整合作業対応における、児童扶養手当システム側と関連している要件について、標準仕様書の要修正箇所を特定し、対応している。共通標準仕様書、及びデータ要件・連携要件の標準仕様（総論、各論）の改版内容を精査した結果、予定している「振り仮名法改正に伴う記述の改定」以外、現時点に追加で要改定の項目がないということが分かった。なお、全国意見照会を経て、意見照会中の資料について、更なる改定が発生し、それに応じた児童扶養手当システム側の標準仕様書の改定が必要となる場合があるため、その際は再度精査を行う予定。その他、デジタル庁から示されている資料について、改訂履歴の管理な度が記載されている「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」への対応、機能ID単位で適合基準日を明示する等の「標準仕様書と適合確認に関する考え方」への対応を行っている。
- また、地方自治体、事業者から寄せられたご意見について適宜対応し、以下のように、関連する標準仕様書における要修正箇所を特定している。
 - ◇ 児童扶養手当の標準仕様書作成・改定に向けた検討会の事務局では、検討会期間中に合計30件ほどPMOツール等経由で寄せられた地方自治体や事業者からの意見について回答している。その中で、都道府県における障害者福祉システムとの連携について、帳票詳細要件の日付項目の定義について、修正要望をいただいたため、令和5年度の標準仕様書の当該要件を修正し、全国意見照会にて確認する予定としている。
 - ◇ 令和3年度の本検討会の自治体代表から、「今回の調査では令和8年9月を目途に国が目指しているeLTAXを活用した公金収納に関する項目はなかったようですので、次々回以降の仕様書改定の際には過払金等の取り扱いに関する内容が反映されるものと想定しています」と意見をいただいた。当該意見に対して、現時点では、「令和8年9月までに全国でeLTAXが使えるように取り組む公金の対象」となっていないことについて、デジタル庁に確認が取れたため、特に対応が不要としている。また、eLTAXを活用した公金収納について、対象が「①いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金」、「②その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金」を扱う業務であり、過払金対応にて関連する業務があるが、児童扶養手当は関連度が低い。なお、状況が変わり、今年度の検討会開催期間中に上記の対象になったとしても、該当内容が児童扶養手当業務との関連度が低いいため、他領域と平仄を併せて検討するこ

ととして、令和 6 年度以降に申し送る。

- ◇ 事業者からは、現在はシステムの設計段階に入っているため、将来のシステム実装をイメージした詳細な要件定義、特に所得判定に使用されるデータ項目や組み込みロジック、そして各自治体の統計・報告用帳票の集計ロジックについて、明確にしてほしいという要望を複数いただいた。当該要望に対しては、他の標準化対象の業務も同様に、上記仕様は政府機関であることも家庭庁が標準仕様として一律定義し提示すべきものではなく、現場において事業者と担当自治体が、事務の実態について確認しながら合意すべきものだと認識している。ただし、標準仕様書外ではあるが、事業者（担当自治体）ごとに仕様について確認したい点があるため、今後必要に応じて調整していく。
- また、別業務、介護保険・障害者福祉システムの標準仕様書作成・改定に向けた検討会にて、指定都市代表から、「区間異動」の異動事由を他業務に連携しなければ業務に支障をきたすという意見が挙げられた。具体的には、介護保険業務において、被保険者の異なる自治体間の住所異動は、住基法上で「転出・転入」に該当し、保険者番号が変わるのが一般的な運用になる。なお、同一指定都市における異なる区間の住所異動も住基法上、「転出・転入」に該当するが、区間異動する際の、保険者番号は変更しない運用になっている。当該特別運用を機能させるため、「区間異動」を識別するデータ項目を、住基システムより連携してほしいという要望があった。当該要望について、デジタル庁が昨年末に 20 業務における影響調査を行った。児童扶養手当の業務においても、指定都市の「区間異動」に関わる特別運用があり、例えば指定都市の区単位で通知書等に印字する公印種類及び印影が変わるため、児童扶養手当システムとしても、「区間異動」を識別可能なデータ項目を連携してほしいという要望をデジタル庁にあげた。上記調査結果を踏まえ、デジタル庁が総務省と対応方針について確認した結果、住民記録システム標準仕様書の機能要件としては変更ないが、令和 6 年 2 月のデータ要件・連携要件の改定において、住民基本台帳の基本データリストにおける「記載の事由」及び「消除の事由」に、下記新規コード値を追加した。
 - ◇ コード ID：020「記載の事由」にコード値：10「記載_国内転入（同一政令指定都市内の区をまたぐもの）」を追加
 - ◇ コード ID：021「消除の事由」にコード値：29「消除_国内転出（同一政令指定都市内の区をまたぐもの）」を追加

○ 論点 5. ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダの課題

- （個別協議事項 5）ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダ側の課題について
 - ◇ 地方自治体によるガバメントクラウドの活用対応方針は、国の重点方針である。具体的には、以下のような方針が掲げられている。
 - 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
 - ◇ ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合したシステムへの移行における課題感をベンダ間で共有し、目線を合わせることで、円滑なシステム移行の推進を図る。ベンダ側の課題仮説としては、以下が想定されるが、児童扶養手当システムにおけるガバメントクラウドへのシステム移行の課題はあるか。
 - 集中している令和 7 年度末までの移行ニーズに向けて、開発・移行にあたる工数等の観点で手が回らない
 - 自治体の業務繁忙期における調整や、マルチベンダ・マルチクラウド対応における他社とのスケジュール調整や、技術的な調整に伴う現場対応に必要な工数が大きい

- 自治体が今まで使ったメインフレームや、独自の業務要件・情報セキュリティポリシーに合わせて個別開発したシステムに対して、ガバメントクラウドに合わせる機能・データの移行にあたる検討事項が多く、移行するのに時間がかかる

◇ 児童扶養手当システムに限定したガバメントクラウドへのシステム移行の課題は特段ない。

(質疑応答など)

→ 今回の児童扶養手当のシステム標準化に向けた検討について、時間に限りがあり、ベンダ分科会が1回のみの実施だが、その他の意見などあるか。

- ◇ 全体的に、令和5年度の改定について、大きな改修要件が追加になっていない認識のため、特段問題ない。またこれから改修要件に追加された際には、国の法令などを確認して、システム開発を行っていきたいと考えている。一点、標準仕様書における検討ではないが、所得計算に関する専門的な質問がある。児童扶養手当の所得計算は、児童扶養手当法施行令第4条に規定されている。地方税法と関係がある部分については、仕様詳細を具体化する必要がある。同法施行令第4条に、所得と年金が合計して10万円以上の場合、10万円を控除して所得額を計算することとなっている。一方で地方税法にても、所得金額調整控除があり、当該控除は年金の場合に適応される。以前厚生労働省から所得金額調整控除を見直すよう指示があった。その場合、児童扶養手当法施行令第4条における10万円の控除と地方税法における所得金額調整控除のどちらを先に計算すべきかについて、ご教示いただきたい。
- ◇ 当該意見は、標準仕様書の検討ではないため、別途調整させていただきたい。
- ◇ 指定都市要件の実装区分について、2点質問がある。1点目は、PMO ツールのFAQの#1189にて、指定都市要件について、一般市でも当該機能を使ってよいかという質問に対する回答として、各制度所管庁に確認することとあった。そのため、指定都市要件について、一般市でも機能を提供してよいか。2点目は、実装区分について、実装必須機能◎、標準オプション機能○、実装不可機能×、対象外-とあるが、対象外-とはどのような扱いとなるか。機能ID0200375の「メモ情報を登録、照会、削除できること」とあるが、対象外の自治体では、実装不可の機能となるか。
- ◇ 標準仕様書の定義において、対象外の自治体では、機能を実装不可という認識で問題ない。なお、現在「指定都市要件」として定義された機能は、指定都市の代表から要望があった内容について成案したものとなり、その他の自治体においても、適用される要望があれば、連携いただければ都度判断を行いたい。例えば、「管理場所」のマスタ管理機能は指定都市要件だったが、第1回有識者検討会にて、愛知県の方から都道府県においても適用してほしいという要望があった。そのため、指定都市要件で、その他の自治体が対象外の機能であっても、実装区分に修正要望があり、当該機能の必要性を確認できれば、実装区分の修正に向けた検討を行うことがある。
- ◇ 意見を出して、議題に取り上げられれば、実装区分の修正可能性を検討いただけることについて、承知した。後ほど、事務局に問い合わせる。
- ◇ 適合基準日について、意見等はあるか。
- ◇ 令和8年4月1日を越える適合基準日となっている機能についても先行して実装することは妨げないと、先ほどデジタル庁から示されたため、特段問題ない。
- ◇ 「メモ情報を登録、照会、削除できること」機能について、現状、標準仕様書では指定都市以外の自治体は実装不可になっているが、このままだと問題が生じるため、修正が必要だという意見に同意する。引き続き検討

を行う必要があると考えている。

- ◇ 上記指定都市要件の他自治体における実装区分について、修正が必要だという意見に同意する。また、機能 ID0200146 のアクセスログ管理や共通機能の操作範囲に関する機能要件があるが、「画面のハードコピーの操作ログを取ること」の記載があり、他業務よりも詳細な要件となっている。当該要件について、児童扶養手当独自の要件なのか、横並び調整方針で調整可能なのかについて、問い合わせを行いたいと考えている。
- ◇ 機能要件の実装区分については、PMO ツールの FAQ でも回答している通り、制度所管省庁にてご判断いただく事項である。また、機能 ID0200146 の画面コピー、ログ等について、デジタル庁からお示した横並び調整方針としては、操作権限の設定や管理に関することまでである。そのため、当該横並び調整方針と差異がある場合は、こども家庭庁において必要性があり機能要件を追記している、または他業務と平仄を合わせるために機能要件を追記していることも考えられるため、まずはこども家庭庁にご確認いただきたい。その上で、デジタル庁への確認が必要な事項については、制度所管省庁からご相談いただきたい。
- ◇ 承知した。本件について、一旦事務局にて整理し、こども家庭庁とも調整した上で、対応方針をデジタル庁と協議、または報告させていただきたい。

(今後のスケジュール)

- 今後、2月中旬に2週間程度で全国意見照会を実施し、3月中旬頃に第2回有識者検討会の場で、標準仕様書第2.0版案について、最終化に向けて確認・議論いただく予定としている。

以上